

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

令和3年7月1日からの梅雨前線に伴う大雨により被災されたお客様に対する
電気料金等の特別措置について

このたびの梅雨前線に伴う大雨により被災されたお客様に心から謹んでお見舞い申し上げます。
当社は、2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客様に対して、お申し出があった場合に下記の特別措置こととしましたのでお知らせいたします。

1. 対象地域

2021年7月1日からの大雨に伴う災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域
※ 災害救助法の適用地域の詳細及び適用地域は[内閣府](#)のホームページにてご確認ください。

2. 主な特別措置内容

①電気料金の支払期日の1か月間延長

2021年6月分、7月分、8月分および9月分の支払期日を1ヶ月間延長させていただきます。ただし、支払期日の延長は、支払期日が2021年7月7日以降となるものに限りです。

②不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を6か月間に限り、免除します。

③工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金を申し受けません。

また、被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費を申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2022年1月末日までのお申し込み分とします。

④臨時工事費の免除

被災された供給地点について、2022年1月末日までのお申し込み分の臨時工事費を申し受けません。

⑤被災により使用できなくなった設備の基本料金等の免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2022年1月末日までの間は、その使用不能設備相当分の基本料金を申し受けません。

⑥引込線、計量器等の取付位置変更時の工事費の免除

被災された供給地点について、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合、2022年1月末日までのお申し込み分の取付工事費を申し受けません。

3.特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電®サービスセンター 0120-905-973 (月曜日～日曜日 10時～20時)

- 「スマ電のご契約者である」ことと「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※)クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。